平成２７年（フ）第３１８号
川崎市麻生区上麻生６丁目32番８号　メゾンプライマリー　205
債務者　江上恵美子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
東京都板橋区大原町23番11号　コーポ松美102
債務者　富田きよし
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
川崎市川崎区浜町１丁目21番３号　宮島ビル201
債務者　島永　　仁
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８８号
秋田県山本郡三種町森岳字上台34番地
破産者　安田　清一
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
山形県酒田市大宮町３丁目９番14号
破産者　佐藤　　孝
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第９３号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井1113番地　Ｓｕｎｎｙ　ｃｏｃｏ102号、開始決定時の住所滋賀県東近江市八日市東浜町４番24号
破産者　西川　和宏
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６８３号
大阪府門真市島頭３丁目14番６号
破産者　神田防水こと　神田　定幸
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４号
岡山県久米郡久米南町下弓削965―４、住民票上の住所岡山県久米郡久米南町里方789番地５
破産者　中井　　進
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６２号
岡山県真庭市勝山22番地７
破産者　横山　　昇
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４号
岡山県津山市西上526番地１
破産者　上高　　慎
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１４号
岡山県津山市林田237番地17、前住所岡山県美作市巨勢1826番地
破産者　道廣　正明
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２４号
横浜市鶴見区駒岡４丁目15―31　リバーサイドツルミ101号室、開始決定時の住所岡山県津山市二宮47番地８
破産者　宮里　賢光
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１３４号
沖縄県沖縄市東２丁目７番19号
破産者　比嘉　盛光
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６号
秋田県にかほ市金浦字金浦111番地１
破産者　佐藤　祐介
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２７６号
群馬県前橋市公田町660番地１
破産者　石原　敏彦
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目１番19―503号
破産者　植木　正博
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３７号
北九州市小倉北区新高田２丁目２番18号
破産者　立花　静代
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３８号
北九州市小倉北区新高田２丁目２番18号
破産者　立花　友矢
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９５号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2807番地１、前住所宮崎市下北方町下郷6022番地13
破産者　長寿庵こと　帖地　政治
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係